

「年金ふれあい」

A-13-1-①
(2025年12月1日現在)

商 品 名 (愛 称)		スーパー定期 自由金利型定期預金 (M型) 「年金ふれあい」
販売対象		個 人 ・当金庫に公的年金のお振込指定をされている年金受給者。 ・新規に公的年金のお受取りを当金庫にご指定し、1年以内にお受取りする予定で「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金裁定請求書」を提出された年金受給予定者。 ・公的年金のお受取りを当金庫に変更する「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出された年金受給者。 ※ただし、公的年金のご指定口座のある営業店のみの取り扱いです。
期間		・ 定型方式 1年、2年、3年 ・ 自動継続式スーパー定期預金 (元金継続・元利金継続いずれも可)
預入	預入方法	・ 一括預入
	預入金額	・ 50万円以上
	預入単位	・ 1円単位
払戻方法		・ 満期日以後に一括して支払います。
利息	適用利率	・ 固定金利 ・ 預入時の金利を期間ごとに満期まで適用します。 ・ 店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せします。
	支払方法	・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間は2年未満のもの及び3年複利型は満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までに来る預入日の1年ごとの応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70％）により計算します。
	計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算でまたは、3年ものは半年毎の複利計算となります。
税金		・ お利息には20％（国税15％、地方税5％）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の税金がかかります。
付加できる特約事項		・ マル優の取扱いができます。 ・ 「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）

中途解約の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額を下記にて計算した期限前解約利息との差額を精算します。 また、3年複利型は6カ月毎の複利計算によります。 ・「年金ふれあい」中途解約の場合 <table border="1" data-bbox="539 560 1235 963"> <thead> <tr> <th>預入期間</th><th>〔定型方式〕 1年、2年、3年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6カ月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>1年6カ月以上2年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6カ月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年6カ月以上3年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </tbody> </table> (注) 解約日の普通預金利率 (小数点第3位以下切捨)	預入期間	〔定型方式〕 1年、2年、3年	6カ月未満	解約日の普通預金利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%	1年以上1年6カ月未満	約定利率×70%	1年6カ月以上2年未満	約定利率×70%	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%	2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%
預入期間	〔定型方式〕 1年、2年、3年														
6カ月未満	解約日の普通預金利率														
6カ月以上1年未満	約定利率×50%														
1年以上1年6カ月未満	約定利率×70%														
1年6カ月以上2年未満	約定利率×70%														
2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%														
2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%														
金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。														
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。														

その他参考となる事項	・満期日前に「販売対象」から外れますと「年金ふれあい」定期の金利上乘せの適用はできません。 ・本定期預金と他の商品と重複した金利の上乗せはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
------------	---